

提言2

市民参加の決め手、「学校協議会」の設置を

「開かれた学校」という言葉から、どんなことをイメージされるでしょうか。「学校が持っている情報を知りたい」「いったいどんな授業が行われているのか知りたい」など、いろんな要望が思い浮かびます。

情報公開は開かれた学校の第一歩です。そのためには、市町村においても情報公開条例が整備される必要があります。さらに、市民は知る権利だけではなく、学校運営に参加する権利を持っています。

そして、子どもたちも市民です。世界各地では学校運営に市民が積極的に参加しています。国によって、「学校協議会」「学校理事会」などといろんな名称で呼ばれており、また参加の枠組みや意志決定の中身も違います。日本においても、閉鎖的な学校運営を開放し、地域住民が学校運営に参加できるシステムをつくることが求められています。市民が参加できるようになるためには、フランスなどにある「子ども休暇」(代表出席休暇)制度が必要となります。

教育の分権化には、学校運営に対する市民参加が不可欠なことはいうまでもありません。私たちは、生徒（中学校以上）、保護者、市民、地

域団体、教職員などの代表からなる「学校協議会」を設けることを提案します。少なくとも、学校目標の設定など基本的な事柄については、学校協議会が意志決定できるようにすることです。学校のスタッフは、この意志決定を受けて学校を実際に運営する役割を担います。

中教審答申では、学校運営に地域住民が参加し、校長の求めに応じ、意見を述べる仕組みとして、「学校評議員制」の導入を挙げています。学校評議員は「校長の推薦にもとづき教育委員会が委嘱するものとする」としています。校長が推薦するとなると、自分を補佐する人しか選ばれません。これでは不透明で、新たなバリアがつくられることになります。

校長の助言機関である「学校評議員制」を、市民参加による「学校協議会」に転換させていく取り組みが求められています。

また、中学校区ごとには「地域教育協議会」(仮称)を設けることです。そこでは、子どもの意見表明権を保障する活動や地域の教育全般を市民の手で担っていく事業が行われることになります。



●市民の学校運営への参加方式の比較表

	日本（中教審案）	イタリア	自治労試案
名称	学校評議員	学校評議会	学校協議会
目的	<ul style="list-style-type: none"> ●学校を開かれたものとして、学校の経営責任を明らかにする ●より一層開かれた学校づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育行政への労組、地域住民、教職員の参加（1974年～） 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の運営に市民の意見を反映させる ●市民に対して運営の説明責任を負う ●子どもの意見を学校運営に活かす
委員の構成・任期等	<ul style="list-style-type: none"> ●校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱 ●学校区外の有識者、関係機関・青少年団体等の代表者、保護者等できる限り幅広い分野から選出 	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校では、親、教師、職員、校長（生徒500人未満の場合は親6、教師6、職員1、校長1） ●親は政党党派別に定員数をグループ別に立候補し、それぞれ学校改善の要求項目を明らかにして一般父母の審判を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ●校長、教職員代表、保護者・子ども・市民の代表、その他 ●任期は2年とし、月に1回全員が出席可能な時間帯に開催する
最高責任者	校長	学校評議会議長（親代表）	学校協議会議長
子どもの意見		<ul style="list-style-type: none"> ●高校では生徒が加わる 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校、高校では正規の構成員として参加。小学校については必要に応じてヒアリングの機会をつくる
活動内容・範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●教育活動の実施、学校と地域活動の進め方等、校長の行う学校運営に関して意見を述べ、助言を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●予算、決算についての承認、教科書、教材等の購入についての学校基金の管理、校内規則の採用、登校日、学校時間、クラス編成基準の決定等、学校運営に関するほとんどの事柄 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校憲章、校則学校、学校予算、生徒（利用者心得）、他の機関との連絡等 ●教育課程の編成、教科書の選択、サービスプログラムの決定、助言と懲戒、教職員の研修等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●教育目標や教育計画等は年度当初に保護者や地域住民に説明、その達成状況については自己評価し、保護者等に説明する 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校評議会を効率的に運営するために、教員1、保護者2、校長1、事務長1で運営委員会を設置。その議長は校長が務める 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校協議会を円滑に運営するためのシステム（学校運営委員会等）をつくる。